一般社団法人大学コンソーシアム沖縄監査に関する申合せ

［令和２年２月２７日
制　　定］

（趣旨）

１　この申合せは、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則（以下「規則」という。）第４条第２項の規定に基づき、監査人の監査に関し必要な事項を定める。

（監査人の指名及び任期）

２　代表理事は、次の表に基づき、理事のうちから監査人２人を指名する。

　監査人の任期は、２年とする。ただし、任期満了前に理事が退任した場合の後任監査人の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

指名する順番	１	２	３	４	５	６	７	８	９	１０
大学等名	琉球大学	沖縄ｷﾘｽﾄ教学院大学・沖縄ｷﾘｽﾄ教短期大学	沖縄大学	沖縄女子短期大学	沖縄国際大学	沖縄県立芸術大学	名桜大学	沖縄県立看護大学	沖縄工業高等専門学校	沖縄科学技術大学院大学

（監査人の権限）

３　監査人は、いつでも、規則第３条に規定する業務執行機関及び規則第７条に規定する事務局に対して事業及び事務の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監査の方法）

４　監査は、書面及び実地により行う。監査において、本法人の役員及び職員は、監査人から説明又は資料の提供を求められた場合には、積極的に協力するものとし、正当な理由なく、これを拒むことができない。

（監査報告）

５　監査人は、監査を行った場合において、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表理事又は社員総会に意見を提出することができる。

　監査人は、事業年度の終了後３ヶ月以内に、当該事業年度の決算書類及び事業報告書を監査し、その結果を社員総会に報告しなければならない。

６　この申合せの改廃は、社員総会の議を経て、代表理事が行う。

附　則

この申合せは、令和２年４月１日から施行する。